別表六の一(十七)の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「(所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。第７号において「平成26年改正法」という。)附則第112条第２項（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同第五号を削り、同第四号⑵中「第39条の45の５第８項第１号イ」を「第39条の46第８項第１号イ」に改め、同号⑶中「第39条の45の５第８項第４号」を「第39条の46第８項第４号」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「第39条の45の５第８項第３号」を「第39条の46第８項第３号」に改め、同号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

「税　額　控　除　限　度　額

2　⑻×$\frac{10}{100}$　⒀　の欄(第７号⑴において読み替えて適用する場合を含む。)は、「雇用者給与等支給増加割合 $\frac{⑻}{(7)}$ ⑼　の欄に記載した割合が次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「０」と記載すること。」

((6)＜⑽の場合又は⑾≦⑿の場合は０)　」

⑴　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。)が平成27年４月１日前に開始する連結事業年度　0.02

⑵　連結親法人事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始する連結事業年度　0.03

⑶　連結親法人事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する連結事業年度　0.05

別表六の一(十七)の記載要領に次の１号を加える。

6　租税特別措置法施行令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の⑽の合計}}{\text{各連結法人の⑾の合計}}$ ⑿　の「適用年度　①」の欄には「１」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の⑽の合計}}{\text{各連結法人の⑾の合計}}$ ⑿ の「前連結事業年度又は前事業年度　②」の欄には「０」と」

記載すること。

7　平成26年改正法附則第112条第２項の規定の適用を受ける場合には、次によること。

⑴　「法人税額の特別控除額の個別帰属額 ⑱×$\frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$　⑸ の欄中「$\frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$」とあるのは「$\frac{(3)+(\text{各経過年度の別表六の二(十七)付表「４」の合計})}{(\text{各連結法人の(3)の合計})+(\text{各連結法人の各経過年度の別表六の二(十七)付表「４」の合計})}$」と、「税　額　控　除　限　度　額 ⑻×$\frac{10}{100}$　⒀　の欄中「⑻×$\frac{10}{100}$」とあるのは「((⑻×$\frac{10}{100}$＋別表六の二(十七)付表「26」)」と、「当期税額控除可能額 (⒀と⒂のうち少ない金額)　⒃」の欄中「⒀と⒂のうち少ない金額」とあるのは「⒀、⒁と⒂のうちいずれか少ない金額」として記載すること。」

((6)＜⑽の場合又は⑾≦⑿の場合は０)　」

⑵　「当期税額基準額 ⑭×$\frac{10又は20}{100}$　⒂　の欄は、平成26年改正法附則第112条第４項に規定する特例連結法人で同項に規定する特例対象事業年度につき同項に規定する特例対象の場合に該当するものがある場合には別表六の二(十七)付表「20」の金額を加算した金額を記載し、その他の場合には同欄中「$\frac{10又は20}{100}$」とあるのは「(別表六の二(十七)付表「23」)」として記載すること。」

別表六の一(十一)及び別表六の一(十一)付表を削る。